

申請者の直系尊属又は配偶者とする。

9 略

15-(7) 市街化調整区域にある既存工場のやむを得ない拡張

審査基準

1 略

2 (2)イの法の規定による許可等には、平成12年5月19日改正前の法第43条第1項第6号の既存宅地確認を受けたものを含む。なお、新築の許可に限らず、この基準等による増改築、使用者又は建築物の用途の変更の許可を受けたものを含む。

3・4 略

5 既存工場が住宅併用工場等の場合は、工場部分又は工場と用途上不可分の関係にある建築物の増築を目的とした拡張であること。

15-(17) 相当期間適正に利用された業務用建築物のやむを得ない用途変更

審査基準

1～3 略

4 併用住宅の用途変更で、店舗併用住宅の用途変更における店舗部分については、Ⅲ-2「日常生活のため必要な店舗等」の審査基準1に該当するものでなくてはならない。また、併用住宅（工場併用住宅若しくは店舗併用住宅）から専用住宅への用途変更をするもの又は工場若しくは店舗への用途変更をするものは、(4)の規定は適用しない。

9 略

15-(7) 市街化調整区域にある既存工場のやむを得ない拡張

審査基準

1 略

2 (2)イの法の規定による許可等には、平成12年5月19日改正前の法第43条第1項第6号の既存宅地確認を受けたものを含む。_____

3・4 略

(新設)

15-(17) 相当期間適正に利用された業務用建築物のやむを得ない用途変更

審査基準

1～3 略

4 併用住宅の用途変更で、店舗併用住宅の用途変更における店舗部分については、Ⅲ-2「日常生活のため必要な店舗等」の審査基準1に該当するものでなくてはならない。また、併用住宅（工場併用住宅____又は店舗併用住宅）から専用住宅への用途変更をするもの_____は、(4)の規定は適用しない。

別表（社会福祉施設）

【※見え消し参照】

別表（社会福祉施設）

【※見え消し参照】